

第二号様式 (第56条関係)

表

85ミリメートル

第 号

写 真

立入検査員証

官 職

氏 名

生年月日

モーターボート競走法第61条第2項の規定による検査員の証

年 月 日 発行

年 月 日 限り有効

国土交通大臣 (地方運輸局長
運輸監理部長) 印

53ミリメートル

裏

モーターボート競走法抜粋

第61条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、
施行者、競走実施機関、船舶等振興機関、競走場設置者若しくは場
外発売場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事
項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若し
くは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳
簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければな
らない。

第64条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、
国土交通省令の定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長
を含む。）に行わせることができる。